

令和6年度 都の施策及び予算に関する要望について

特別区長会は東京都に対し、令和6年度予算編成に向けて、重点となる23項目の要望を行いましたので、お知らせします。

1 日時

令和5年8月8日（火）10時30分～10時50分

2 場所

東京都庁第一本庁舎 42階特別会議室

3 対応者

黒沼 靖 副知事

4 要望者

特別区長会 会長 吉住 健一（新宿区長）

副会長 前川 耀男（練馬区長） 近藤 弥生（足立区長）

斉藤 猛（江戸川区長）

幹事 樋口 高顕（千代田区長） 山本 亨（墨田区長）

5 内容

別紙 「令和6年度 都の施策及び予算に関する要望事項一覧」

「令和6年度 都の施策及び予算に関する要望書」

○ 特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。

特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

会長：吉住 健一（新宿区長）

事務局：特別区長会事務局

（千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階）

※ なお、特別区は平成13年6月から全国市長会に加入している。



黒沼副知事に要望書を提出

<問い合わせ先>

特別区長会事務局

調査第1課長 藤嶋 賢輔

電話 03-5210-9737（直通）

会長発言要旨

(児童相談所設置の促進)

- 令和5年8月までに、7区が児童相談所を開設し、今後も順次開設が続く。児童相談体制の大幅な拡充は、子どもの安全を守るために重要であり、都と区の連携強化は、喫緊の課題である。
- 「児相に関する都区連携の協議」と「財調協議」は、どちらも積極的に議論を進めるべきだと考える。
- 都区連携の協議については、既に実施している実務者レベルでの検討組織を活用し、積極的に議論を進めたいと思う。
- 財調協議については、期限を決めて早期の決着を目指すべきである。
- なお、すでに開設している児童相談所もあることから、暫定的な対応も含めて協議をしたいと考える。

(都区の役割分担に関する協議の実施)

- 平成23年に中断したままとなっている都区のあり方検討委員会の協議について、平成19年以来進めてきた検討の蓄積を踏まえ、再開をお願いする。
- 全国の市町村の中で、唯一特別区だけが外されている用途地域の都市計画決定権限等のあり方や、「特別区都市計画交付金の拡充」等、財源の問題を含めて、都市計画事業のあり方についての協議の場を設けるようお願いする。
- 固定資産税や市町村民税法人分等について、政策的な減免等を行う場合は、都区の共有財源であることから、必ず事前の協議をお願いする。

(都市計画交付金の拡充)

- 都市計画税本来の趣旨を踏まえ、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、都区の実施実績に応じた配分とすること、全事業を交付対象とすること及び、交付率の上限撤廃等の適切な改善を実施することへの対応をお願いする。
- 特に都市計画交付金の配分については、都市計画税が都税とされていることを理由に協議に応じていただけないことから、国に制度改正を要望した。
- 都区の都市計画事業の実施状況に応じた配分となるよう、早急に協議の場を設けるようお願いする。

(災害対策の充実)

- 切迫性が指摘される首都直下地震及び南海トラフ地震、激甚化・頻発化する豪雨災害への対策は、喫緊の課題である。
- 特に、帰宅困難者対策、大規模水害時における広域避難に係る体制整備は、自治体の枠を超えて広域的な対策を行う必要があることから、国への働きかけを含め、具体策を講じることをお願いする。

(高校生等医療費助成事業補助)

- 特別区は、子育て支援の観点から、これまで特別区が実施してきた乳幼児医療費助成（マル乳）、義務教育就学児医療費助成（マル子）と同様に、高校生等医療費助成事業についても、今年度から所得制限なし・自己負担なしで実施している。
- 子育て支援にかかる施策には、所得制限を設けるべきではないというのが特別区の考え方である。
- 都も是非、その考え方に沿った対応をお願いします。
- 本事業の提案者である都が、財源等について、すべて責任を持つべきであり、令和8年度以降も都が財源を負担すべきと考える。
- 令和8年度以降の財源や、所得制限及び自己負担の取扱いは、都からの提案で設けた協議の場で検討することとなっているため、都は、誠実に特別区と協議を行い、特別区の考え方に沿って制度を改正するとともに必要な財源等を確保していくことを要請する。